

議案第13号

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例について

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和27年小松島市
条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和27年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 10 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料は、第2条第2項の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。